



中津市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 耕地課
総合政策課
まちづくり推進課
2. 監査の対象期間 令和3年度分
3. 監査の実施期間 令和5年1月27日 ～ 令和5年3月22日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・恒賀 慎太郎

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和5年3月29日(水)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【耕地課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

- ① 減免の許可を出している申請のうち、減免申請書の添付が無い申請が多数見受けられた。中津市道路占用料徴収等に関する条例第3条では「占有者の申請により占用料の一部又は全部を免除することができる」となっているため、減免申請書を提出させるか、許可申請書の中に減免申請する旨を記載するなど、減免申請をしたことがわかるようにすることが望ましいと考える。

- ② 中津市道路占用規則第4条では、許可後、占用個所に道路占用許可済書による標札等を建てて置かなければならないと定められているが、その確認写真がなかった。
また、中津市道路占用規則第6条では、「占用に関する工事に着手しようとするときは、着手の日前3日までに市長に届け出なければならぬ」と定められているが、ほとんど着手届がなかった。
さらに、同規則第6条2では、「工事をしゅん工したときは、直ちに市長に届出でその検査を受けなければならない」と定められているが、竣工届(道路占用工事完成届)は何件かあったが、検査調書については1件もなかった。

(2) 支出事務について

看板設置業務、防犯灯電柱移設業務を修繕料から支出しているが、修繕料とは、備品の修繕、部品の取替えのための費用である。また、本体の維持管理、現状復旧を目的とするものであり、工作物の位置及び形状は原則としてかえずに行われる工作に対して支払う経費であるため、今回の場合は修繕料ではなく委託料から支払うべきである。

(3) その他

支出負担行為を起票する際、添付文書や起票日の誤り、消費税の表記の誤り等の単純な理由でマイナス伝票を起票しているものが多数見受けられた。
伝票を作成し電子回覧する場合、起票者は回覧する前に再度確認をすること、また承認者は承認する前に添付文書等の確認をしてから承認するよう注意されたい。

【まちづくり推進課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

- ① 南部まちなみ交流館指定管理委託業務において、収支報告書に積算根拠となる内訳書や指定管理者の財務状況の確認書類、及びイベント時写真等のないものが見受けられた。
内訳書・出納簿等や写真添付の事業実績報告書等を受領・確認し、適切な履行管理を行なわれたい。

- ② 街なみ景観整備事業形成補助金において、自己所有でない住宅改修を行うにもかかわらず、所有者承諾書を受領していなかった。
交付要綱には所有者承諾書を受領は定められていないため、要綱に沿った事務処理は行われているものの、本来、自己所有でない個人の住宅改修の申請をするのであれば、所有者承諾書の添付が適当である。
交付申請時に承諾書を添付するよう要綱を改正するか、または要綱第5条(6)「その他市長が必要と認める書類」として承諾書を添付するよう改善を求める。

(2) 契約事務

都市計画用途証明システム保守委託業務のデータバックアップ等作業について、業務仕様書では業務内容に記載されており、実際に作業が行われているが、契約書第3条では障害が発生した場合の有事対応になっており、業務仕様書と契約書で業務内容の不一致が見受けられた。
契約時には、定期点検か有事対応か、またその回数等について十分な確認を行われたい。なお、相手方との認識違いを防ぐためにも、契約要件に関する仕様書等については、契約書と契印することが適当である。

【総合政策課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。